

●市県民税申告相談日程・会場

《受付時間》午前8時15分開場（午前の部）午前8時30分～11時（午後の部）午後1時～4時

日程	会場	サントピア豊科 (豊科保健センター隣)	穂高総合支所 大会議室	三郷総合支所 3階講堂	堀金総合支所 別館大会議室	明科総合支所 2階大会議室
2月1日(金) ～15日(金) の平日	市内全域	市内全域				
2月18日(月)	上鳥羽・下鳥羽	矢原・白金・等々力	一日市場	全地区		
19日(火)			中萱	上堀・下堀・田尻		
20日(水)	本村・吉野	等々力町・穂高町	野沢	岩原・中堀・小田多井		
21日(木)				倉田・扇町・田多井		
22日(金)	成相	穂高	上長尾			
25日(月)						中川手
26日(火)	新田	橋爪・耳塚・牧	下長尾			東川手・南陸郷
27日(水)						光
28日(木)	寺所・踏入・重柳	富田・豊里	一日市場			七貴
29日(金)			中萱			
3月3日(月)	細萱・たつみ原	小岩嶽・嵩下・新屋	楡・住吉	倉田・扇町・田多井		
4日(火)				岩原・中堀・小田多井		
5日(水)	真々部・飯田	古厩・宮城・立足	北小倉・南小倉	上堀・下堀・田尻		
6日(木)			東小倉・室町			
7日(金)	下飯田・中曾根・熊倉	久保田・塚原・柏矢町・穂高団地	七日市場・及木	全地区		
10日(月)						中川手
11日(火)	アルプス・徳治郎・田沢	柏原	二木			東川手・南陸郷
12日(水)			一日市場			光・七貴
13日(木)	小瀬幅・大口沢・光・桜坂	島新田・青木花見・狐島	中萱			
14日(金)				全地区		
17日(月)	市内全域	市内全域				全地区

※開場は午前8時15分です。これ以前にお越しいただいても開いておりません。ご注意ください。
 ※日程の地区割は目安ですので、都合のあわない場合は別の日でも構いません。
 ※また、市内どこの会場でも申告相談することができます。
 ※申告期間中は市役所職員が申告相談会場に出張しています。この間は申告会場以外で申告相談を受けることはできません。

●申告時の持ち物

対象項目	必要書類・持ち物
申告者全員	申告書 印鑑 ※認印可、スタンプ印は不可
給与・年金所得	源泉徴収票 ※コピー不可
事業（営業等・農業）・不動産所得	収支内訳書
一時所得・雑所得	収入及び経費の分かる書類
社会保険料控除	国民年金控除証明等
医療費控除	医療費の明細書、領収書 ※明細書は計算・記入のうえ提出をお願いします。 領収書はコピー不可
生命保険料控除	支払保険料の証明書（旧長期損害保険料の証明書を含む）
地震保険料控除	
障害者控除	身体障害者手帳等、障害の程度が確認できるもの （等級などの確認に使用します。）

※申告書は各総合支所地域支援課税務会計係窓口を設置しています。
 ※上記の各種証明書等がない場合は予め再交付等してもらい、揃えていただくようお願いいたします。



～おすすめは「自書申告」～

申告期間中は大変混雑します。ご自分で申告書を作成し、提出する「自書申告」をおすすめします。

○国税庁のホームページで申告書の作成

国税庁の確定申告書作成コーナーでは画面の案内に従って入力することで申告書を作成することができます。作成した申告書は、プリントアウトし、そのまま提出することができるほか、e-Taxで直接申告することができます。《国税庁ホームページ; <http://www.nta.go.jp>》

○電子申告・納税システム(e-Tax)での申告

自宅や会社などからインターネットを利用して所得税等の申告をすることができます。また、19年分以降の所得税の電子申告においては、医療費の領収書や給与所得の源泉徴収票等の一定の第三者作成書類の添付を省略できるほか、所得税額から5,000円を控除することができる場合があります。《e-Taxホームページ; <http://www.e-tax.nta.go.jp>》

○郵送による提出もできます。送付先：確定申告書…松本税務署、市県民税の申告書…豊科総合支所内市民税課
 ○各申告相談会場・各総合支所税務会計係窓口を設置された投函箱に投函し、提出することもできます。

◆市県民税は 豊科総合支所内 市民税課 ☎72・3111 ☎72・8340
 ◆所得税などは 松本税務署 ☎32・2790

税申告

税の申告はお早めに

期間終了間近には混雑が予想されます。
 早めの申告をお願いします。

申告期間
2/18(月)から
3/17(月)まで

次のいずれかに該当する場合は、**税務署**でご相談ください。

- 税務署から確定申告書が郵送されている人
- 青色申告をする人
- 譲渡所得または山林所得があった人
- 所得税の還付申告をする人
- 年末調整された給与以外の所得金額の合計が20万円を超える人

平成19年中の所得等に係る市県民税・所得税の申告期間は2月18日(月)から3月17日(月)までです。期限が間近になると相談会場が大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。早めの申告をお願いします。市では、2月1日から全地域の市民を対象に豊科と穂高の会場で市県民税の期間前申告相談会で申告受け付けを行います。必要書類がそろっている場合はぜひご利用ください。所得の申告は、市県民税や国民健康保険税・介護保険料などを算定するための基礎資料となる大切な手続きです。期限までに忘れずに済ませてください。

あなたは市県民税についての申告が必要ですか？

表を見る前の注意点

- ・この表は安曇野市へ市県民税の申告が必要かどうかの簡単な目安ですので、当てはまらない場合もあります。
- ・ご不明な点は、豊科総合支所内市民税課市民税担当までご相談ください。

